

公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談取扱規程

令和7年9月17日

規程第 133 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）の教員が、教育、研究及び技術上の専門知識に基づく指導及び助言を企業その他の団体又は個人（以下「申込者」という。）に行うことにより、法人における産学官連携活動を推進するため、学術相談の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 学術相談 申込者の業務又は活動を支援するため、申込者の相談を受けて法人の教員が研究及び技術上の専門知識に基づく指導及び助言を行い、これに要する経費を申込者が負担するものをいう。
- (2) 相談対応者 学術相談に対応する教員をいう。

(申込み)

第3条 法人に対し、学術相談を依頼しようとする申込者は、学術相談申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第4条 理事長は、学術相談の申込みがあったときは、受入れの可否を決定するものとする。

- 2 前項の受入れは、教員の職務と同一又は職務の範囲内であり、かつ、教員の本来の研究等の職務に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り認めるものとする。
- 3 第1項により受入れを決定した申込者には、公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談約款（様式第3号）を遵守させるものとする。
- 4 理事長は、受入れを決定したときは、学術相談承諾通知書（様式第2号）により申込者及び相談対応者に通知するものとする。

(共同研究等に係る協議)

第5条 理事長は、申込みがあった学術相談の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その旨を申込者に通知するとともに、取扱いについて協議するものとする。

- (1) 公立大学法人大分県立看護科学大学共同研究取扱規程（令和3年規程第125号）第2条第1号に規定する共同研究
- (2) 公立大学法人大分県立看護科学大学受託研究取扱規程（令和3年規程第126号）第2条に規定する受託研究
- (3) 公立大学法人大分県立看護科学大学職務発明等規程（平成21年規程第95号。以下「職務発明規程」という。）第3条の規定により取得した知的財産権利の実施許諾又は処分
- (4) 公立大学法人大分県立看護科学大学研究成果有体物取扱規程（令和3年規程第127号）第3条第1項の規定により法人に帰属した成果有体物の提供

(学術相談料)

第6条 学術相談により申込者が支払う料金（以下「学術相談料」という。）は、次の各号に掲げるものの合算額とする。

- (1) 指導料 相談対応者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての指導料をいう。
 - (2) 必要経費 学術相談の実施のために必要となる人件費、消耗品費、設備費等の直接的な経費をいう。
 - (3) 間接経費 学術相談の実施に関連し、指導料及び必要経費（以下「直接経費」という。）以外に必要となる経費をいう。
- 2 指導料は、法人と申込者が協議の上、定める額とする。ただし、指導料の単価は、1時間当たり10,000円（消費税等を含む。）以上とする。
 - 3 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。
 - 4 申込者は、法人から請求のあった日から1か月以内に学術相談料を納付するものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、理事長は、特別な事情があると認める場合に限り、学術相談料の一部又は全部を免除することができる。
 - 6 第1項及び第2項に定める指導料については、学術相談の実施のみならず相談対応者の研究領域全般の活動に資する経費として使用するものとする。

(学術相談の場所)

第7条 学術相談は、原則として法人内において実施する。ただし、法人外で学術相談を行うことが適当と理事長が認めた場合はこの限りではない。

(学術相談の内容確認及び中止)

第8条 法人は、初回の学術相談において、当該学術相談の内容確認を行うものとする。

- 2 前項に規定する学術相談の内容を確認した結果、相談対応者による対応が困難であると認められる場合は、当該学術相談の実施を中止することができる。
- 3 前項により学術相談を中止した場合は、第6条第4項の学術相談料の納付を免除する。

(解約)

第9条 法人及び申込者は、次の各号のいずれかに該当した場合であって、相当な期間を定めて催告し、同期間内には是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

- (1) 申込者が第6条に定める学術相談料を所定の納付期限までに納付しないとき。
 - (2) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。
 - (3) 相手方が本契約に違反したとき。
- 2 法人は、申込者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せずに本契約を解約することができるものとする。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申し立て、又は申立てを受けた場合
 - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払停止となった場合
 - (3) 仮差押命令若しくは差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(有効期間)

第10条 本契約の有効期間は、学術相談の期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定は本契約の有効期間満了後3年間有効とし、公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談約款第3条、第4条及び第5条の規定は有効期間満了後もそ

れぞれ有効とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学術相談の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年9月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

学術相談申込書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学 理事長 殿

（申込者）

住 所 :

機 関 名 :

代 表 者 名 :

公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談取扱規程に基づき、下記のとおり学術相談を申し込みます。

記

1 学術相談の題目					
2 学術相談の内容					
3 学術相談の期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
4 学術相談の回数・時間	(年・月・週)		回	1回当たり	時間
5 相談対応者	所属又は主担当名		職位	氏名	
6 学術相談の場所等					
7 申込者側の事務連絡先	氏 名				
	所属・職位				
	住 所				
	T E L				
	E - m a i l				
8 学術相談料	直接経費	指導料	円		
		必要経費	円		
	間接経費（直接経費×10%）		円		
	合 計		円		
9 備考 注 希望等あれば記載					

様式第2号（第4条関係）

学術相談承諾通知書

年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長

年 月 日付けで申込みのあった下記の学術相談を承諾します。
学術相談の実施に当たっては、公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談約款並びに公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談取扱規程（令和7年規程第133号）を遵守してください。

記

1 学術相談の題目					
2 学術相談の内容					
3 学術相談の期間	年	月	日	～	年 月 日
4 学術相談の回数・時間	(年・月・週)		回	1回当たり	時間
5 相談対応者	所属又は主担当名		職位	氏名	
6 学術相談の場所等					
7 学術相談料	直接経費	指導料	円		
		必要経費	円		
	間接経費（直接経費×10%）		円		
	合 計		円		
8 備考 注 希望等あれば記載					

様式第3号（第4条関係）

公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談約款

（趣旨）

第1条 本約款は、公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談取扱規程（令和7年規程第133号）第4条第3項の規定により、学術相談の申込者が遵守する事項を定める。

（学術相談料の納付等）

第2条 申込者は、公立大学法人大分県立看護科学大学学術相談取扱規程（令和7年規程第133号）に定める学術相談料を、公立大学法人大分県立看護科学大学より発行される請求書に従い、請求書に記載の請求期限までに納付するものとする。この場合において、銀行振込等に伴う支払手数料は申込者の負担とする。

2 申込者から納付された学術相談料は、原則として申込者に返還しない。

（秘密の保持）

第3条 公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）及び申込者は、相手方より開示又は提供を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものを秘密情報とし、これを第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項本文にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報の対象外とする。

（1）開示を受け、又は知得した場合において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（2）開示を受け、又は知得した場合において、既に公知となっている情報

（3）開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報

（5）相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得したことを証明できる情報

（6）法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

（知的財産権、所有権等の取扱い）

第4条 学術相談により知的財産権が生じた場合は、職務発明規程を準用する。

2 学術相談において新たな発明等の発生が予測される場合は、速やかに共同研究契約その他の適切な契約を締結するものとする。

3 学術相談により取得した機器、設備その他の物品の所有権は、法人に帰属するものとする。

（免責）

第5条 法人は、本約款により提供される学術相談について、申込者の要求に合致すること、特定の目的に適合すること、学術の内容に市場性があり実現可能であること等を含め、明

示又は黙示を問わず一切の保証をするものではない。

- 2 学術相談の内容を用いた申込者又は申込者の取引先、顧客その他の申込者関係者による商品の製造、商品の販売、役務の提供その他の行為によって申込者又は第三者に損害が発生した場合において、法人は申込者及び第三者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(名称等の使用の禁止)

第6条 申込者は、法人の名称、略称、学章等（以下「名称等」という。）を、申込者の製品の広告の目的その他のいかなる目的にも使用することはできない。ただし、名称等の使用について、事前に法人の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(協議)

第7条 本約款に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両者協議の上、定めるものとする。